

## 10月1日(日)より六郷温泉あったか山 営業再開します!

大変長らくお待たせしました。温泉施設のろ過器漏水改修工事のため、休館していましたが、10月1日(日)より営業を再開します。【入浴時間◆午前6時～午後10時】

**皆様のご利用、心よりお待ちしております。**

※工事の都合により、万が一、営業再開が延期となった場合は町ホームページでお知らせします。

問●町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909

商工観光交流課

## 結婚新生活支援事業助成金

婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯に対し、住宅の取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅の賃借費用、引越し費用の一部を支援します。

**対象費用◆**令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に結婚を機に取得した住宅の購入費用、住宅のリフォーム費用、賃借した住宅に係る賃料、引越しに要する費用

**助成金額◆**新婚世帯が現に負担した住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用を合わせた額(上限30万円。夫婦ともに婚姻時の満年齢が29歳以下であった場合は、上限60万円)

※勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となります。

**対象世帯◆**令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ婚姻日における満年齢が夫婦とも39歳以下で次の要件をすべて満たす世帯

- ①夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ②婚姻日における最新の所得証明書から確認できる夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること
- ③助成金の交付後、町に5年以上継続して住民登録し、かつ生活の本拠を町に置くこと
- ④夫婦ともに町税および使用料などを滞納していないこと

**その他◆**詳細については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

企画財政課

## 令和5年住宅・土地統計調査を実施します

総務省統計局(美郷町)では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。この調査は、「統計法」に基づき実施している国の重要な統計調査です。調査書類が配布された世帯の皆さんは、所定の期日までに調査へのご回答をお願いします。なお、この調査では、便利なインター

ネット回答をおすすめしています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。

**回答方法◆**

- ・インターネット
- ・調査票を郵送
- ・調査員に提出

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

## ハロウィンジャンボ宝くじが販売されます



令和5年度ハロウィンジャンボ宝くじが右記のとおり販売されます。この収益金の一部は市町村振興助成金として、秋田県市町村振興協会から美郷町に交付され、まちづくりに使われます。

■ハロウィンジャンボ5億円(1等3億円・前後賞各1億円を合わせて5億円)

■ハロウィンジャンボミニ5千万円(1等3千万円・前後賞各1千万円を合わせて5千万円)

**販売期間◆**10月20日(金)まで

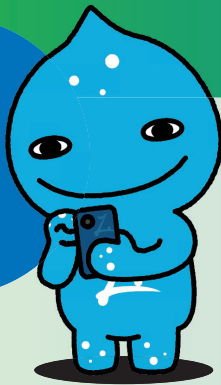
**販売金額◆**各1枚300円

**抽選日◆**10月27日(金)

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

# 美郷町公式LINEを開設します！ (@misatotown)

お願ひごせよ  
よこし



町では、10月2日より美郷町公式LINEアカウントを開設します。町公式LINEでは、メニュー画面から生活に密着した情報を得ることができるほか、町内のイベント情報などを定期的にプッシュ通知で受け取ることができます。

また、緊急時には災害情報や避難所開設状況などの注意情報も受け取ることができます。情報収集手段の一つとして、町公式LINEを便利に活用していただけるよう、内容を充実させていきます。登録は右の二次元コードからできます。



問●町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

## 教育推進課

### 子育てファミリー支援事業をご活用ください

第3子以降の子どもが生まれた世帯に対して、子育てサービス事業の利用に係る経費を助成します。

**対象者**◆次の要件をすべて満たす方

- ①美郷町に住民登録していること
- ②平成30年4月2日以降に第3子以降の子どもが生まれ、その子どもを含む3人以上の子どもを養育していること
- ③小学校就学前の子どもを養育していること

**助成金額**◆1世帯15,000円まで

**対象期間**◆令和5年4月から令和6年3月末まで

※今年度新たに対象となった方は、要件を満たした日(第3子以降の出生日)から令和6年3月末までです。

**申請期限**◆令和6年3月31日(日) 必着

**申請方法**◆対象事業を利用(購入)後、次の書類等を町教育推進課へ提出してください。

- ①申請書
- ②領収書やレシートの原本(対象事業の利用日・利用金額・利用内容などがわかるもの)
- ③通帳の写し(金融機関・支店・口座番号・口座名義人が確認できるもの)

④住民票謄本または戸籍謄本(子どもとの親子関係が確認できるもの)

⑤委任状(申請者と口座名義人が異なる場合)

⑥印鑑

※①・⑤の様式は、町教育推進課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

#### 対象事業

次の事業などの利用(購入)に要する費用のうち、小学校就学前の子どもに係る費用

●一時預かり事業(幼稚園型除く)

保護者が急用や疾病などで、家庭で子どもの世話をすることができない場合に、一時的にその子どもの保育を行う事業。

●予防接種や知育玩具の購入など

インフルエンザ、おたふくかぜワクチン等の任意予防接種費用。知育玩具、絵本、おもちゃ、粉ミルク等の購入や子育てタクシーの利用など、子育て支援に資するものに係る費用。

※詳しくはチラシをご覧ください。チラシは町教育推進課で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申・問 町教育委員会 教育推進課 幼児総務班 ☎0187(84)4914

## 建設課

### 合併処理浄化槽を設置しませんか

合併処理浄化槽とはトイレの汚水のみではなく、台所やお風呂の排水も一緒に処理する浄化槽のことです。設置すると清潔で快適な生活環境を維持できることに加え、水環境を守ることもつながります。

町では、住宅等に合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。くみ取り式のトイレをご利用の方、トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽を設置して

いる方は、ぜひ合併処理浄化槽の設置をご検討ください。

なお、公共下水道や農業集落排水の整備区域内の方は、そちらへの加入を優先していただくため、補助金は交付できませんのでご注意ください。

また、当補助金は年度内で交付可能枠が決まっているため、お早めに申請もしくはご相談ください。

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910